

令和4年3月29日

# 教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 令和4年3月29日（火曜日）  
午後 3時30分開会  
午後 5時20分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員	阿 部 邦 英 君
		(教育長職務代理者)	
委 員	今 井 多 貴 子 君	委 員	梶 谷 美 智 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 由 美 君	事 務 局 次 長	石 井 透 公 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	山 内 芳 明 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	阿 部 洋 君

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	阿 部 潤 君	教 育 総 務 課 幹 主	庄 子 奈 穂 君
教 育 総 務 課 主 幹	大 内 重 義 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

報告事項

報告第4号 専決処分の報告について

専決第9号 「スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を市長が管理及び執行する」 ことについて

審議事項

- 第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則
- 第10号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 第11号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- 第12号議案 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
- 第13号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程及び石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令
- 第14号議案 石巻市教育職員レクリエーション実施要領の一部を改正する訓令
- 第15号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令
- 第16号議案 石巻市河北体育研修センター利用管理規則等を廃止する規則
- 第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止する訓令
- 第18号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱等を廃止する告示
- 第19号議案 第2期石巻市教育振興基本計画について
- 第20号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市っこりサンパーク）
- 第21号議案 教育財産の用途廃止について（石巻野球場）
- 第22号議案 教育財産の用途廃止について（稲井テニスコート）
- 第23号議案 教育財産の用途廃止について（山下屋内運動場）
- 第24号議案 教育財産の用途廃止について（飯野体育研修センター）
- 第25号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿清崎運動公園）
- 第26号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市河南体育センター）
- 第27号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市河南室内プール）
- 第28号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市かなんパークゴルフ場）
- 第29号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生スポーツ施設）
- 第30号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生武道館）

第31号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市網地島テニスコート）

第32号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生植立山公園）

第33号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿交流センター）

第34号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市総合体育館）

第35号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市雄勝体育施設）

第36号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

第37号議案 職員の処分について ※追加議案

その他

午後 3時30分開会

○教育長（宍戸健悦君） ただいまから、令和4年第3回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が1件、報告事項が1件、審議事項が30件、その他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、わたくしから報告をいたします。

では、今月の学校の状況について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染状況についてであります。2月に引き続き、高止まりの状況が継続している状況です。各学校の感染対策が功を奏して、感染者が出て濃厚接触者が少なく、学級閉鎖等で対応しており、学校全体で休業等の対応をする状況にはなっておりません。

3月9日からは、中学校の校内での部活動を再開し、22日以降は、スポ少や学校施設開放も再開し、対外試合についても、石巻管内に限り再開したところでございます。

では、次に、小・中・高等学校の卒業式につきましては、新型コロナウイルスの影響で在校生の出席はかないませんでした。皆様にも出席いただき、無事行うことができました。

また、現在、各学校とも、今年度の全ての課程を修了し、3月25日から学年末休業に入っております。

令和4年度始業式は4月8日に、入学式は4月8日もしくは11日に行われる予定となっております。

次に、市議会第1回定例会は、2月9日に開催し、3月16日までの36日間で行われました。

環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容について報告をいたします。

初めに、環境教育委員会では、まず、条例案について、石巻市複合文化施設条例の一部を改正する条例では、パスポート券の規格や様式について質疑があり、多くの方に購入していただけるように、年間パスポートのデザインを工夫し、使い回し防止の対策などを検討していく旨、答弁をいたしました。

また、企画展や特別展における年間パスポートの利用について質疑があり、企画展や特別展は年に数回の開催を予定しているが、これらは展示に要する経費を基に観覧料を定めるため、年間パスポートの対象とはしていない。年間パスポートの対象は常設展で、こちらも随時展示替えを行っていく予定である旨、答弁をいたしました。

さらに、指定管理者が収益を上げるための方策について質疑があり、令和3年度の成果を検証して、施設の有効活用を図り、経費の削減や収入の増加につなげるために、指定管理者が主体性を持って取り組むことができるよう協議していきたい旨、答弁をいたしました。

次に、令和4年度石巻市一般会計予算、教育委員会費では、教育委員会委員報酬の内訳及び委員の選定について質疑があり、報酬の内訳は、委員4名で1人当たり年額95万8,800円である。現在の教育委員は、校長経験者、保護者、地域で教育に携わっている方であり、人格が高潔な方を選定し、議会で同意を受けている旨、答弁をいたしました。

次に、教育指導奨励費の学力向上推進事業費では、学力調査業務委託料の内容について質疑があり、標準学力調査を実施して、採点、集計し、データの整理、分析等を行う業務であり、その結果得られたデータを学校で活用している旨、答弁をいたしました。

また、学力向上プランの概要及び目標について質疑があり、学力向上プランは、令和3年度中の策定を予定しており、その概要は小・中学校の学力の課題と現状を明らかにし、小・中連携による9年間を見通した学習習慣などを確立するための取組であり、全国学力・学習状況調査の平均正答率を3年間で宮城県の平均以上とすることを目標とし、さらには全国の平均以上を目指して進めていきたい旨の答弁をいたしました。

委員からは、計画の策定に当たっては、関係部等と連携しながら、学力が低い原因の追求やその対策を検討し、学力向上のために明確な目標を掲げていただきたい旨の意見がありました。

以上が環境教育委員会での答弁内容であります。

その後、委員会で原案を全て可決し、16日の本会議でも、当初予算、補正予算、条例案、条例等が可決されました。

次に、9日から行われました一般質問は、19名から通告があり、教育関係は10名からあり、

主な内容を申し上げます。

コロナ禍において、学校健診後の未受診の児童・生徒が多くいる。健診後、治療ができるような対策はどうか。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状、課題及び対策についてのもの。

旧桃生町所有の橋本コレクションについて、概要と保管状況、今後の利活用について。

自転車保険の加入促進について。

老朽化の市立図書館の改築について。

就学援助費の新入学準備金の入学前支給について。現状と今後の課題について。

国指定「齋藤氏庭園」について、齋藤翁の功績と庭園の歴史的文化的価値について、魅力化対策について。

放課後学び教室について、放課後子ども教室について、放課後児童クラブについて。

石巻市立小・中学校学区再編計画について、これまでの実績と進捗について、統合に向けた具体的な内容の検討について。

文化を育む市づくりについて、沼津貝塚について、認識と今後の対応について、毛利コレクションについて、石巻市博物館についてでありました。

以上が一般質問の主な内容でございます。

なお、桜坂高等学校の来年度の入学生が確定いたしました。

来年度から、学励探求コースの定員が1学級減になり、学励、キャリア、両コースとも2学級ずつとなりますが、学励探求コース69名、キャリア探求コースが67名、合計136名で、昨年より21名の増となりました。校長をはじめ、先生方の創意工夫と生徒たちの頑張りの結果が波及したものと考えております。

これで私からの報告を終わります。

何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」との声あり)

---

#### 報告第4号 専決処分の報告について

#### 専決第9号 「スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を市長が管理及び執行する」ことについて

○教育長（宍戸健悦君） それでは、なければ次に、報告事項に入ります。

報告第4号「専決処分の報告について」の専決第9号「スポーツに関する事務（学校におけ

る体育に関することを除く。)を市長が管理及び執行する」ことについての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(今野良司君) それでは、報告第4号 専決処分の報告について、専決第9号 「スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)を市長が管理及び執行する」ことについて御説明申し上げます。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の1ページから8ページまでを御覧願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項では、地方公共団体の議会は、職務権限の特例に関する条例制定の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、去る令和4年2月28日付けで、石巻市議会議長から意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月28日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

条例の内容につきましては、先の教育委員会で御説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例につきましては、令和4年石巻市議会第1回定例会において原案のとおり可決されましたので、本年4月から、スポーツに関する事務は市長において管理し、及び執行することになります。

以上で報告を終わります。

○教育長(宍戸健悦君) ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

---

#### 第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長(宍戸健悦君) なければ次に、審議事項に入ります。

第7号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、関係規定の整理を行うとともに、令和4年4月から、博物館協議会が設置されることに伴い、博物館協議会の設置について規定すること並びに令和5年3月末をもって、東浜小学校及び荻浜中学校が統合することに伴い、関係規定の整理を行うものです。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の9ページから11ページまで、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の1ページから11ページまでを御覧願います。

初めに、第14条から第16条までは条文の整理を行い、削除するものです。これに伴い、第17条から第19条までは条の繰上げを行うもので、第17条を第14条とし、第17条の2を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とするものです。

次に、第20条は教育機関を規定しておりますが、石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、総合体育館、雄勝体育施設、河南体育センター、にっこりサンパーク、牡鹿交流センターを削除するものです。また、齋藤氏庭園を教育機関に規定するとともに、同条を第18条とするものです。

次に、第21条は学校の名称及び位置を規定しておりますが、第2号の小学校を規定している表から石巻市立東浜小学校を削除し、第3号の中学校を規定している表から石巻市立荻浜中学校を削除するとともに、同条を第19条とするものです。

次に、第22条は条の繰上げを行うもので、同条を第20条とするものです。

次に、第23条第3項の改正は条文の整理を行うとともに、同条を第21条とするものです。

次に、第24条から第26条までは条の繰上げを行うもので、第24条を第22条とし、第25条を第23条とし、第26条を第24条とするものです。

次に、第27条は総合体育館について規定しておりますが、これを削除するものです。

次に、第28条は条の繰上げを行うもので、同条を第25条とするものです。

次に、第29条は雄勝体育施設について規定しておりますが、これを削除するものです。

次に、第30条は河南室内プール、遊楽館、かなんパークゴルフ場について規定しておりますが、河南室内プール及びかなんパークゴルフ場を削除し、遊楽館については、石巻市多目的ふれあい交流施設条例で規定する名称に改めるとともに、同条を第26条とするものです。

次に、第31条は河南体育センターについて規定しておりますが、これを削除するものです。

次に、第32条は条の繰上げを行うもので、同条を第27条とするものです。

次に、第33条はにっこりサンパークについて、第34条は牡鹿交流センターについて規定しておりますが、これらを削除するものです。

次に、第35から第38条までは条の繰上げを行うもので、第35条を第28条とし、第36条を第29条とし、第36条の2を第30条とし、第37条を第31条とし、第38条を第32条とするものです。

次に、第33条は齋藤氏庭園について新たに規定するものです。

次に、第38条の2は条の繰上げを行うもので、同条を第34条とするものです。

次に、第39条は条文の整理を行うとともに、条の繰上げを行い、同条を第35条とするものです。

次に、第40条から第42条までは条の繰上げを行うもので、第40条を第36条とし、第41条を第37条とし、第42条を第38条とするものです。

次に、別表第1、第3号の表は、事務職、高等学校及び学校以外の教育機関に必要な応じて置かれる職について規定しておりますが、自動車運転手及びボイラー技士を削除するとともに条文の整理を行うものです。

次に、別表第2は所属機関について規定しておりますが、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、石巻市スポーツ振興審議会を削除し、令和4年4月から設置される石巻市博物館協議会を追加するとともに条文の整理を行うものです。

次に、別表第3は事務局長が補助執行している市長の事務を規定しておりますが、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、整理を行ったものです。

次に、別記様式の改正は、条文の整理に伴い、整理を行ったものです。

次に、附則でございますが、この規則は、令和4年4月1日から施行するものであります。ただし、第21条第2号の表、石巻市立東浜小学校の項を削る改正規定及び同条第3号の表、石巻市立荻浜中学校の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**穴戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） では、ないようでしたら、第7号議案「石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、異議がありませんので、第7号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

○教育長（宍戸健悦君） 第8号議案「石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和5年3月31日をもって、東浜小学校及び荻浜中学校が閉校となることに伴い、関連する規則を改正するものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の12ページから13ページ、併せて、表紙番号2の規則等新旧対照表の12ページから14ページを御覧願います。

初めに、通学区域について規定している別表について、東浜小学校及び荻浜中学校の項を削り、それぞれ万石浦小学校及び万石浦中学校の通学区域を改めるものでございます。

次に、附則であります。施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第8号議案「石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第8号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則**

○教育長（宍戸健悦君） 続いて、第9号議案「石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則」

を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） ただいま上程されました第9号議案 石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

資料の表紙番号1の14ページ、併せて、表紙番号2の新旧対照表の15ページを御覧いただきます。

民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることにより、民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和2年度以降に高等学校に入学した者については、在学中に成年に達することになります。成年年齢に達した生徒の退学、転学、休学、留学に係る手続について、保護者等が連署した書類の提出は不要となります。

しかし、成年年齢に達した生徒は、いまだに成長の過程にあり、引き続き支援が必要な存在でありますので、退学等の手続をする際には、事前に学校、生徒及び保護者等との間で話し合いの場を設け、保護者等からの理解を得ることが重要と考えます。

添付資料の文部科学省通知、「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続等に関する留意事項について」に関するQ&Aの6ページ、2-4を御覧ください。「学則等において、退学等に関しては父母等の同意を得ることとし、その場合には生徒が単独で校長の許可を得ることができないと定めることも可能」とあります。

そこで、退学等の手続には、本人並びに保護者等の連署を求めるものと考えます。今回の改正において、その部分の変更はなく、文言の訂正のみとなります。

成年年齢に達した生徒の保護者であった者は、当該生徒の保証人として取り扱うなど、適切に対処することとするため、改正案の第5条の2項にあるとおり、成年年齢に達した生徒の保護者が引き続き保証人となる場合は、改めて誓約書の提出は求めないことといたしました。添付資料の宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則を参考としております。

高等学校においては、シチズンシップ教育及び消費者教育を一層充実させること、保護者等と協力、連携した生徒指導及び進路指導について引き続き取り組んでまいります。

なお、施行期日につきましては、附則で、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、令和5年度の桜坂高等学校第2学年の収容定員の改正でございます。

桜坂高等学校は、少子化による石巻地区の中学校卒業生数の減少、また近年の出願倍率及び県立高校の動向を踏まえ、1学級減についてはやむを得ないものと判断し、令和4年度入学生

から、第1学年収容定員を160人としております。それに伴い、令和5年度は、第2学年の収容定員が160人となるため、石巻市立高等学校学則の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、附則で、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ないようでしたら、第9号議案「石巻市立高等学校学則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第9号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第10号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第10号議案「石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第10号議案 石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、本2規程の整理を行うものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の15ページ、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の16ページから23ページまでを御覧願います。

初めに、第1条は石巻市教育委員会決裁規程の改正でありまして、第4条に規定する事務局長、事務局次長、課長等の専決できる職から、河南体育センター所長、牡鹿交流センター館長、

追波川河川運動公園管理事務所長、にっこりサンパーク所長、河北地区施設管理者、河南地区施設管理者及び牡鹿地区施設管理者を削除するものです。

次に、第8条の表の改正は、条文の整理を行うものです。

次に、別表は専決事項を規定しておりますが、事務局長の項第13号の改定は、条文の整理を行うものです。

あわせて、別表から、体育振興課長、河南体育センター所長、牡鹿交流センター館長、追波川河川運動公園管理事務所長、にっこりサンパーク所長、河北地区施設管理者、河南地区施設管理者及び牡鹿地区施設管理者を削除するものです。

河南地区施設管理者については、河南地区内の生涯学習課及び体育振興課所管の施設を管理しておりますが、専決事項から体育施設を削除するとともに、体育施設を削除した後は、生涯学習課所管の齋藤氏庭園の観覧料の納付のみがその事務となりますことから、専決事項がなくなりますので、河南地区施設管理者を削除するものです。

また、桃生地区施設管理者については、専決事項から体育施設を削除するものです。

次に、第2条は、石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の改正でありまして、勤務時間の特例を規定する別表第1から、追波川河川運動公園管理事務所及び牡鹿交流センターに勤務する職員の規定を削除するものです。

次に、附則でございますが、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ないようでしたら、第10号議案「石巻市教育委員会決裁規程及び石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第10号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第11号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第11号議案「石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第11号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、教育機関に係る規定の整理を行うとともに、令和5年3月末をもって、東浜小学校及び荻浜中学校が統合することに伴い、関係規定の整理を行うものです。併せて、令和4年4月から、現在、課等に置かれているグループを係に移行することに伴い、関係規定の整理を行うものです。

それでは、条文に従いまして改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の16ページ及び17ページ、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の24ページから33ページまでを御覧願います。

初めに、第2条第2号は課及び課長の定義を規定しておりますが、追波川河川運動公園管理事務所を削除するとともに条文の整理を行うものです。

次に、第5条第2項は課等に置かれる文書主任について規定しておりますが、同項の表から、体育振興課、河南体育センター、にっこりサンパーク、牡鹿交流センター及び追波川河川運動公園管理事務所を削除するものです。

次に、第6条は文書処理に必要な帳票等について規定しておりますが、親展文書収発簿を削除するとともに条文の整理を行うものです。

次に、第19条は親展文書の処理について規定しておりますが、これを見直し、親展文書の取扱いについては、石巻市文書取扱規程の規定を準用することとするものです。

次に、第32条及び第33条の改正は、条文の整理を行うものです。

第37条は文書の郵送の方法について規定しておりますが、第2項のはがきの使用に係る努力義務の規定を削除するとともに条文の整理を行うものです。

次に、別表は文書記号について規定しておりますが、石巻市立東浜小学校、石巻市立荻浜中学校、石巻市河南体育センター、石巻市にっこりサンパーク、石巻市牡鹿交流センター及び石巻市追波川河川運動公園管理事務所を削除するものです。

次に、様式第1号は回議用紙を規定しておりますが、グループ制から係制への移行に伴う改正及び整理を行うものです。

次に、様式第2号は親展文書収発簿を規定しておりますが、これを削除するものです。

様式第3号から様式第9号までの改正は、様式第2号の削除に伴い、整理するものです。

次に、附則でございますが、この附則は、令和4年4月1日から施行するものであります。ただし、別表中、石巻市立東浜小学校の項及び石巻市立荻浜中学校の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ないようでしたら、第11号議案「石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第11号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第12号議案 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第12号議案「石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） ただいま上程されました第12号議案 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月から、スポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、事務局に係る規定の整理を行うとともに、令和4年4月から、現在、課等に置かれているグループを係に移行することに伴い、各様式の整理を行うものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の18ページから23ページまで、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の34ページから49ページまでを御覧願います。

初めに、別表2、職印の表の改正であります。体育振興課用の教育長印を削除するものです。

次に、様式第1号は公印台帳の様式を規定しておりますが、市長の事務部局の公印台帳と同様の様式に改めるものです。

次に、様式第2号から様式第7号までの改正は、グループ制から係制への移行に伴い、決裁欄の改正を行うものです。

次に、附則でございますが、附則第1項は施行期日を定めたものであり、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものであります。

次に、附則第2項は経過措置を定めたものであり、様式第1号、公印台帳の改正については、令和4年4月1日以降に新調又は改刻する公印から適用するものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第12号議案「石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第12号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第13号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程及び石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令**

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第13号議案「石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程及び石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第13号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程及び石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

このたびの改正は、第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則に伴い、本2規程の改正を行うものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の24ページ、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の50ページを御覧願います。

初めに、第1条は、石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程の改正でありまして、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の改正により、第3条で引用している第20条が第18条に改正されることに伴い、改正するものです。

次に、第2条は、石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の改正でありまして、同様に石巻市教育委員会の組織等に関する規則の改正に伴い、引用している条を改正するものです。

次に、附則でございますが、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**穴戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） ないようでしたら、第13号議案「石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程及び石巻市教育委員会職員の私有車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） 異議がありませんので、第13号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第14号議案 石巻市教育職員レクリエーション実施要領の一部を改正する訓令

○教育長（**穴戸健悦君**） 次に、第14号議案「石巻市教育職員レクリエーション実施要領の一部を改正する訓令」を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（**山内芳明君**） ただいま上程されました第14号議案 石巻市教育職員レクリエーション実施要領の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の25ページ、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の52ページから57ページまでを御覧願います。

令和4年4月1日より、石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則が施行され、グループ制を廃止し、課に係が設置されることに伴い、本要領の様式を整理するものでございます。

様式第1号は実施計画書でございまして、グループ制の廃止に伴い、様式中、宛名部分の学校教育課教職員グループの文言を削除するものでございます。

様式第2号、変更計画書及び様式第3号、実施報告書についても、改正内容は同じであり、宛名部分の学校教育課教職員グループの文言を削除するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第14号議案「石巻市教育職員レクリエーション実施要領の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第14号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第15号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第15号議案「石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） ただいま上程されました第15号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和4年4月からの組織の見直しに伴い、教育委員会で設置している委員会等の構成員の所属について整理を行うものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第3回定例会議案の26ページ、併せて、表紙番号2の令和4年教育委員会第3回定例会規則等新旧対照表の58ページを御覧願います。

第1条は、石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の改正でありまして、第3条の委員会の構成員のうち、第11号の石巻市健康部健康推進課職員を石巻市保健福祉部健康推進課職員に改めるものです。

次に、第2条は、石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議設置要綱の改正でありまして、別表に定める構成員のうち、福祉部市民相談センター相談員を保健福祉部総合相談センター相

談員に改めるものです。

次に、第3条は、石巻市学校給食センター整備基本計画策定検討委員会設置要綱の改正でありまして、別表に定める構成員のうち、復興政策部復興政策課長、総務部人事課長、総務部管財課長、財務部財政課長、同部行政経営課長を総務部行政経営課長、同部財政課長、同部人事課長、同部管財課長、復興企画部政策企画課長に改めるものです。

次に、附則でございますが、この訓令は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第15号議案「石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第15号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第16号議案 石巻市河北体育研修センター利用管理規則等を廃止する規則

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第16号議案「石巻市河北体育研修センター利用管理規則等を廃止する規則」を議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） ただいま上程されました第16号議案 石巻市河北体育研修センター利用管理規則等を廃止する規則について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の27ページ、併せて、表紙番号2、新旧対照表の59ページを御覧願います。

本案は、これまで体育施設の総括や社会体育施策の企画立案等のスポーツに関する事務については、教育委員会において執行しておりましたが、令和4年4月1日より、スポーツに関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局へ移管するに当たり、（1）石巻市河北体育研修センター利用管理規則から（14）石巻市雄勝体育施設管理規則まで、関係例規の廃止を行うものであります。

次に、附則であります。第1項は、本規則の施行期日を令和4年4月1日とするものであ

ります。

第2項は、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正を行い、第2条第10号中「及びスポーツ推進委員」を削るものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ないようでしたら、第16号議案「石巻市河北体育研修センター利用管理規則等を廃止する規則」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） 異議がありませんので、第16号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

#### 第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止する訓令

○教育長（**宍戸健悦君**） 次に、第17号議案「石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止する訓令」を議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（**阿部 洋君**） ただいま上程されました第17号議案 石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止する訓令について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の28ページを御覧願います。

本案は、第16号議案で御説明申し上げましたとおり、令和4年4月1日より、スポーツに関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局へ移管するに当たり、石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止するものであります。

次に、附則であります。本訓令の施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） ないようでしたら、第17号議案「石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程を廃止する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第17号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第18号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱等を廃止する告示**

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第18号議案「石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱等を廃止する告示」を議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（阿部 洋君） ただいま上程されました第18号議案 石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱等を廃止する告示について御説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の29ページを御覧願います。

本案は、第16号議案並びに第17号議案で御説明申し上げましたとおり、令和4年4月1日より、スポーツに関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局へ移管するに当たり、石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱、石巻トレーニングセンター管理要綱及び石巻市陸上競技場基本構想策定に関する懇談会設置要綱を廃止するものであります。

次に、附則であります。本告示の施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第18号議案「石巻市河北体育研修センター管理指導員設置要綱等を廃止する告示」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第18号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

**第19号議案 第2期石巻市教育振興基本計画について**

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第19号議案「第2期石巻市教育振興基本計画について」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第19号議案 第2期石巻市教育振興基本計画について御説明申し上げます。

本計画案につきましては、昨年、第12回定例会において議決を経た後に、本年第1回定例会において、令和4年度からスポーツに関する事務が市長の事務部局へ移管されることに伴い、学校の体育を除いたスポーツ活動について本計画案から除くことについて了承をいただき、修正を行っております。

その後を実施いたしましたパブリックコメントの結果について御説明申し上げますので、別冊の1ページを御覧願います。

意見の募集でございますが、2月10日から2月25日までの16日間行い、1名の個人の方から4件の御意見をいただきました。

意見の内容でございますが、1つ目は、外国語教育の一環として、ICTを活用した姉妹都市との交流等について、2つ目は、地元の大学や国際的な活動をしている企業と連携した取組について、3つ目は、地域社会連携と地域の魅力を感じられるような学習活動について、4つ目は、その他として、子供が楽しめるイベントの開催を通し、地域活動や文化に触れる機会を設けることについてという御意見でございました。

これらに対する教育委員会の考えとして、事務局が作成した案につきましては、資料のとおりでございます。

なお、パブリックコメントでいただいた御意見と、それに対する教育委員会の考え方につきましては、議決を経た後に、市のホームページに掲載する予定としております。

パブリックコメントの実施結果を踏まえ、事務局といたしましては、本計画案を修正することなく計画を策定したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「すみません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 質問ではないのですが、いただいた御意見の中で、図書館のことについて書かれている部分、自分で思うところがあって、少し話をさせていただきたいと思います。

去年の読書の日、10月27日が読書の日ということで、その日の日日新聞だったと思うのですけれども、そこに石巻の図書館の現状について書かれた記事があって、興味深く読んだのですけれども、その中で、石巻の図書費のこととか、それから住民1人当たりの本の冊数であるとか、そういったことについて書かれていました。

もう皆さんも御存知かと思うのですけれども、以前、教育振興計画を策定するに当たっての資料で、市の図書館の蔵書数とか、あと予算とか資料の購入費、住民1人当たりの購入費であるとか、そういったものが載せてあったので御存じかと思うのですけれども、大変低い数字でした。私もショックを受けました。例えば、27万冊の蔵書があるのだけれども、住民1人当たりになると県の平均以下で、2冊に足りないというふうな状況。それから、資料の購入費も85円台ということで、近隣の市町に比べるとかなり低いと。

でも、人口も違いますし、様々な要素があるので、一概に比べてどうこう言えないとは思いますが、その記事の最後に、50年前の石巻の図書に関する数字が、あまり変わっていない、その50年前から低いと言われていたということが書かれていて、このところが改善できないものかなと感じたところでした。

現在は、羽黒にある図書館と、あと6つ分館があるわけですが、このパブリックコメントで御意見いただいたように、その分館の充実というものも考えていかななくてはならないのかなと思いました。特に学校の子供たち、それからまだ未就学のお子さんをお持ちの保護者の方とお子さんが、そういった方々が利用しやすいような、魅力ある図書館経営というものも、いろいろ限られた条件の中ではありますけれども、考えていच्छゃるとは思いますが、進めていかなければならないのかなと思いました。

教育振興計画の中に、図書館、学校図書、教育に関する部分が何回か出てきているわけですが、その中でも、学校図書館の蔵書を計画的に購入、更新をしていく、利用促進を図られる環境整備をしていく、あと、学校に配置されている司書を活用して読書推進を進めていくということが書かれています。とても大事なことだと思います。

やはり、読書というのが子供たちの思考力の向上という意味で大変重要でありますし、また、子供たちの現状として、読めない、書けないという、そういう学力の実態というものが課題として挙げられると思いますけれども、そういったものの改善、子供たちの力を付けていく上でも、大事にしたい部分だと思います。

来年度から、3年間で学力向上プランに取り組んでいくわけですが、そこにおいても、読書活動の推進という部分には、力を入れていただきたいと思っておりますし、石巻の学校の現状が

どうなっているか、私も分からないのですけれども、全国で言うと、小学校で年間の貸出冊数が49冊という数値が出ていました。中学校になると9冊、高校だと3冊というふうに、学年が上がるにつれて、貸出冊数、つまりは子供が借りる冊数が低くなっているということがあります。

石巻の学校はどうかのかなという、具体的な現状を調べるというところから、具体的な手だても見えてくるのかなと思いますし、ぜひ3年間の学力向上プランの中で、読書に関する部分に力を入れて取り組んでいていただきたいなど、このパブリックコメントの図書に関するお話、御意見を読んで考えさせていただきました。

以上です。

○教育長（**宍戸健悦君**） ありがとうございます。

読書や文化に親しめる環境づくりということも含めた、読書活動は非常に重要な課題だと思います。

これについて、課長からは何かありますか。

学校管理課長。

○学校管理課長（**大山健一君**） 学校図書の充実というところなのですが、これは文科省の基準がございまして、当市におきましては、小学校が100%以上というところの基準なのですが、小学校でそれを下回っているのが3校ございます。中学校につきましては、全校基準をクリアしているというところがございますので、この100%以上あっても当然いいわけがございまして、今後も学校図書の充実というところで、また、子供たちが利用しやすいように、何とかコンピューター管理というところも今後取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長（**宍戸健悦君**） ほかにございせんか。

事務局長。

○事務局長（**佐藤由美君**） 図書館の蔵書ということで、今日、館長がいないので、私の方からお答えさせていただきます。

委員がおっしゃられたように、図書館の市民1人当たりの蔵書数につきましては、低い状況となっております。

今年度につきましては、財源等がございまして、コロナウイルス対策費等々で購入できないかということで協議した状況はございます。ただ、どのくらい増えたかという数値は、今、持っておりませんが、今後も1人当たりの蔵書数を増やすような努力というのは必要かと思

ますけれども、現在ある図書館につきましても、あそこの場所でいいのかというところもございますので、今後、図書館経営をどういったものがいいのかというところは、来年度以降、市民の意識調査も行う予定としておりますので、その中でも協議をして行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） ほかにございますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 各学校の図書館、図書室の貸出しにつきましては、まず図書司書の配置を例年1人ずつ増員しまして、各学校に図書司書の配置ということで、今、進めているところです。ただ、まだ半島部の方の学校については図書司書は入っていない状況ではありますが、生徒数からして、図書職員でそこは今もう足りているという部分も確かにございます。

それらの司書を入れながら、各小学校、中学校の年間の貸出し冊数につきましては、その学校の図書担当の教員、あと学校のその力の入れ具合でいろいろと差はございます。ただ、平成28年度は非常に貸出冊数が低く、小・中学校トータルでも、学校で計算できない部分もありますので、全部できたところと言いますと、令和元年度で1万4,764冊、それが令和2年度になりまして2万584冊と増えております。学校によっては年々増加して、平成29年度から見ますと、1,000冊、1,400冊、2,900冊、そして5,300冊と増えている学校もございます。

ただ、冊数が減っている学校もございますので、その部分につきましては、やはり委員会として、学校教育課としましては、読書の力が、その子供たちの基礎の基礎的な学力を支える力というところ、非常に大切にしたいと考えておりますので、さらに学校の貸出冊数を増やして、子供たちの読書週間を身に付けるというところに力を入れていきたいと考えているところです。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） そのほかはよろしいですか。

○委員（梶谷美智子君） 環境という面では、本当に図書の充足率は、管理課長おっしゃったように満たされていると、私も現場にいた頃、思っていました。それを、どういうふう子供たちにも読書の推進につなげるかということで、司書も計画的に入ってきて、図書室に司書がいるかないかで全然違います。

また、本当に子供たちが図書室を利用できる時間というのが限られておりまして、その限られた時間で貸出しを促進するというのも、なかなか大変なことではあるのですが、各学校で努力して、学校教育課長おっしゃったように、増加しているということは大変取組がすば

らしいのだなと思っています。

ただ、1つ、心配なのは、借りる子は本当に借りるのですけれども、いわゆる不読率、1か月に1冊も読まないとか、そういう不読率のはどうなのかなというところがあって、数値的に目標を立てるといって、不読率をいきなりゼロというまでか、本当はゼロの方がいいのですね。だから、場合によっては何か数値の目標を立てて取り組むというのも必要な場合もあるのかなと、特に来年度からの学力向上プランにおいては、そういったところも参考にさせていただけたらと思います。

○教育長（宍戸健悦君） 来年度、小学校の方は司書教諭が全部入って、中学校の方は若干まだというところで、来年、再来年度で大体充足していくと。司書教諭が入ったと、司書の担当者が入ったところは、非常に読書の冊数等も伸びているというのは、今のお話のとおりでございますので、学校の読書の推進については、今後とも最大限進めていくと。

それから、図書館については、冊数を増やすということもさりながら、狭隘化というか、図書を置いておく場所が非常にもう狭くなって、倉庫を工夫したり、そういう狭隘化という問題がありますので、これについては今後、図書館を新設する方向で、今後いずれは新しくしなければならない。その折には、市民の方々や、あるいはまちづくりの全体像とのバランスも考えながら、より最適な図書館の在り方はどうなのかということも、今後議論をして進めていければというふうに考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

（「はい、ありがとうございました」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、第19号議案「第2期石巻市教育振興基本計画について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第19号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

第20号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク）

第21号議案 教育財産の用途廃止について（石巻野球場）

第22号議案 教育財産の用途廃止について（稲井テニスコート）

第23号議案 教育財産の用途廃止について（山下屋内運動場）

第24号議案 教育財産の用途廃止について（飯野体育研修センター）

- 第25号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿清崎運動公園）
- 第26号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市河南体育センター）
- 第29号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生スポーツ施設）
- 第30号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生武道館）
- 第31号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市網地島テニスコート）
- 第32号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市桃生植立山公園）
- 第33号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿交流センター）
- 第34号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市総合体育館）
- 第35号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市雄勝体育施設）

○教育長（**穴戸健悦君**） 次に、第20号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク）」、第21号議案「教育財産の用途廃止について（石巻野球場）」、第22号議案「教育財産の用途廃止について（稲井テニスコート）」、第23号議案「教育財産の用途廃止について（山下屋内運動場）」、第24号議案「教育財産の用途廃止について（飯野体育研修センター）」、第25号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿清崎運動公園）」、第26号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市河南体育センター）」、第29号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生スポーツ施設）」、第30号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生武道館）」、第31号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市網地島テニスコート）」、第32号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生植立山公園）」、第33号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿交流センター）」、第34号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市総合体育館）」及び第35号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市雄勝体育施設）」については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） それでは、第20号議案、21号議案、22号議案、23号議案、24号議案、25号議案、26号議案、29号議案、第30号議案、31号議案、32号議案、33号議案、第34号議案及び35号議案は、一括して審議したいと思います。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（**阿部 洋君**） それでは、ただいま上程されました第20号議案から第26号議案及び第29号議案から第35号議案まで、教育財産の用途廃止について14議案を一括して御

説明申し上げます。

表紙番号1、定例会議案の32ページから68ページまでが対象の議案となります。

まずは、32ページを御覧願います。

本案は、石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により、令和4年4月から、スポーツに関する事務は市長が管理し及び執行することとなることから、32ページにあります石巻市にっこりサンパークから、66ページ石巻市雄勝体育施設まで14施設の教育財産について、本年3月31日をもって用途を廃止するものでございます。

なお、当該施設は、教育財産としての用途を廃止後、石巻市に引き継ぐものいたします。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**穴戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） ないようでしたら、第20号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市にっこりサンパーク）」、第21号議案「教育財産の用途廃止について（石巻野球場）」、第22号議案「教育財産の用途廃止について（稲井テニスコート）」、第23号議案「教育財産の用途廃止について（山下屋内運動場）」、第24号議案「教育財産の用途廃止について（飯野体育研修センター）」、第25号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿清崎運動公園）」、第26号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市河南体育センター）」、第29号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生スポーツ施設）」、第30号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生武道館）」、第31号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市網地島テニスコート）」、第32号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市桃生植立山公園）」、第33号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市牡鹿交流センター）」、第34号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市総合体育館）」及び第35号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市雄勝体育施設）」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） 異議がありませんので、第20号議案、21号議案、22号議案、23号議案、24号議案、25号議案、26号議案、29号議案、30号議案、31号議案、32号議案、33号議案、34号議案及び第35号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

第27号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市河南室内プール）

第28号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市かなんパークゴルフ場）

○教育長（宍戸健悦君） では、次に、第27号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市河南室内プール）」及び第28号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市かなんパークゴルフ場）」については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、第27号議案及び第28号議案は、一括して審議したいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉正喜君） ただいま一括上程されました第27号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市河南室内プール）及び第28号議案 教育財産の用途廃止について（石巻市かなんパークゴルフ場）について御説明申し上げます。

表紙番号1の定例会議案の50ページ及び52ページを御覧願います。

本案は、石巻市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により、令和4年4月1日から、当該施設の事務を市長が管理し、及び執行することに伴いまして、本年3月31日をもって教育財産の用途を廃止するものでございます。

なお、当該施設につきましても、教育財産としての用途を廃止後は、市に引き継ぐものとしております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第27号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市河南室内プール）」及び第28号議案「教育財産の用途廃止について（石巻市かなんパークゴルフ場）」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第27号議案及び第28号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### 第36号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第36号議案「石巻市文化財保護委員の委嘱について」を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（千葉正喜君） ただいま上程されました第36号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱について御説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の69ページを御覧願います。

本案は、現在委嘱しております10名の委員に加え、石巻市文化財保護条例第6条の規定により、新たに1名を建築史、建築の歴史のことになりますが、の分野の選出として委嘱しようとするものであります。

現在の委員構成は、各地区選出が6名、分野選出が4名となっておりますが、建造物に関する専門的知識を得られる方はいない状況となっております。しかしながら、近年、建物に関する調査、研究や審議案件が増加しつつあることから、今回、専門的知見を得られる方を選出いたしました。

任期は、石巻市文化財保護条例第7条の規定により、本年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） ないようでしたら、第36号議案「石巻市文化財保護委員の委嘱について」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第36号議案については、原案のとおり可決いたします。

---

### 日程追加について

○教育長（宍戸健悦君） それではここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、審議事項として「職員の処分について」を追加したい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定により、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) 異議がありませんので、議事日程に追加いたします。

---

### 第37号議案 職員の処分について

○教育長(宍戸健悦君) ここで委員の皆様にお諮りします。

第37号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) では、異議がありませんので、第37号議案は、秘密会で審議することといたします。

では、委員及び関係説明員以外の方々は退席をお願いいたします。

---

(秘密会開催)

---

### その他

○教育長(宍戸健悦君) それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員の皆様からございませんか。

梶谷委員。

○委員(梶谷美智子君) 給食費の値上げのことについて、2点触れさせていただきます。

今朝、石巻かほくに、8年ぶりに給食費値上げという記事が、1面に大きく出ていました。2月の初めに、保護者向けに給食費の改定に関するチラシを配ったということなのですが、チラシを配って以降、その給食費の値上げについての問合せであるとか、あるいは御意見であるとか、そういったものがなかったかどうかというのが1点。

それから、2点目ですけれども、本市より先に仙台市、ほかの市町が値上げしたところがあったと思いますが、仙台市は今年度から値上げしたのですか。1か月ならないと思います、2、3週間前に、仙台市が給食費を値上げしたことで、子供たちの栄養の不足していた部分が充足したという内容の記事が新聞に載っていました。本市も、令和4年度から値上げするわけです。

けれども、値上げによって給食がどう変わり、子供たちの栄養の充足というか、そういったものがどうなったのかということ、保護者、市民の皆さんに説明することが必要かと思うのです。その辺、先のことですが、今後のこととして何か考えていらっしゃるがあれば、お聞きしたいと思います。

○教育長（宍戸健悦君） では、2点について、お願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） お答えいたします。

最初の質問ですけれども、2月になりまして、保護者の皆様にチラシを学校を通じて配布させていただきました。それに関しての問合せ等ということでございますけれども、当課で受けた問合せは特にございませんでした。多分、支払う段階になったら、問合せは出てくるのではないかと思います。

あと、もう一点なのですけれども、栄養価の部分で、仙台市は2年前だと思っておりますけれども、給食費を上げたのが、石巻と大体同じくらいの金額になっています。それで、当初、値上げしてすぐの1年目くらいで、栄養価が確保できていないという記事が最初に出たのです。その後、努力して、今回の記事で大分栄養価の方も確保できているという、そういう自治体側が頑張ったということですか、私はそう評価しているのですけれども。

石巻市の場合も、重点的に栄養価を上げるという項目がございまして、それはカロリー、カルシウム、成長期に必要なカルシウムと鉄分、これに重点を置いて栄養価を高めていこうという目標を持っております。この結果につきましても、給食の関係は保護者宛てにチラシを毎年配布いたしておりますので、その中で紹介できたらと考えております。

以上でございます。

○委員（梶谷美智子君） ありがとうございます。

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

○委員（梶谷美智子君） はい。

○教育長（宍戸健悦君） ほかに委員方から。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） これはお聞きしたいのですけれども、教育振興基本計画の中に、5ページのところで、全国学力・学習状況調査結果というのが出ていて、石巻のところを見て、宮城県を見て、全国を見てというと、国語、算数、数学、国語、英語に関してなのですけれども、数字のとおりだとは思っているのですけれども、ここに載せるからこういうふうになるのか、厳

密に言うと沿岸部、それから都市、石巻市内、内陸側とかという、細かい資料、そして特性、国語の力が平均的に弱いとか、算数の力が平均的に弱いとかというデータは取ってあるのでしょうか。

ここに挙がってくる数字だけでは、判断しにくいのです。というのは、現場にいまして、子供たちが毎日の学習の中で、各学校で漢字の書き取りや自由勉強をしていて、それを空き時間を使って一生懸命やっているのです。そういう状況からすると、先生たちの指導がおろそかになっていると言うと変ですけれども、指導力の問題で、平均を下回るような形になっているのではなくて、これはどこまで行っても平均なので、どこかの地区、どこかの何かのエリアで下がっているために、全体的にダウンさせてしまっている傾向はないのかというのを、きちっと調べないといけないのではないかと思ったので、そのデータが取ってあるものかどうか、知りたかったのです。

○教育長（宍戸健悦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山内芳明君） 今井委員おっしゃいましたとおり、全国学力・学習状況調査の小学校33校、中学18校のトータルした大きな平均として、全国学力・学習状況調査でも、下のところとなりますが、一校一校の結果というのも、こちらの方では押さえてあります。全国学力・学習状況調査の全国正答平均率よりも、昨年度、5%、6%、7ポイントも高い学校もありますけれども、やはり10ポイント近く下回っている学校というのもございます。

ただ、その学校はずっとそうかというのと、またその年度によって違っていたり、いろんなケースがあります。それから、その地区によってというところは、厳密に大きく分析はしていませんが、その被災が大きかった地区がやはり低いのかと申しますと、その相関関係というのが、今は大きく表れていないかなと思います。

ただ、いずれにしろ、この全国学力・学習状況調査の結果というのは、小学校6年生の4月、中学校3年生の4月に取った結果のみの結果になりますので、では小学校1年から5年までの子供たちが、全国より平均値が低い状況なのか、また、どこでつまずきが大きくなっていくのか、そういうところを分析して、そこに焦点を当てていきたいなということがありまして、昨年、次年度、令和4年度から全ての学年で標準学力調査を4月と12月に行って、そして、その学年ごとの分析をしながら、そこから来る課題を見つけて、その改善を図っていくというふうに考えているところですので、次年度は、より詳しくその分析結果を出していきたいと思っております。

以上です。

○委員（今井多貴子君） なぜ、それをお話ししたかという、今年の高校の入試の現状を見ると、桜坂は改善してとてもうれしく思うのですが、一方、石高あたりが二次募集が39名近く、つまりは1クラス分の募集がかかる。ということは、市外に皆さん出ている、出ている人数の把握というのをきちっとしないと、石巻市の中の学校教育の魅力が結局乏しいことになりますよね、みんな出て行かれると。トップクラスというと語弊があるかもしれませんが、トップクラスの子は、どんどん出て行ってしまふ。石巻市の進学校みたいに言われていた石高で定員割れ、1クラスという。私は、全然そんなことあり得ないと思ったのですけれども、結局そういう結果が出てきているということは、もう少し重視すべきではないかなって思ったのです。

それは、急に始まったことではなくて、徐々に小学校、中学校というように上がってきて、子供たちが石巻ではないところに自分の教育の場を求めていくというのは、保護者だけの問題ではなくて、石巻の魅力づくりをしていかなければならないのかなと、教育の魅力づくりです。何を建てるとかではなくて、教育の魅力づくりをしていかなければならないと思うのです。

15ページに、家庭の教育力の低下というのが言われていますよね。この家庭の教育力の低下って言うのですけれども、これ現実に分かります。なぜかという、学習塾にみんな頼っています。学習塾に行っているということは、その間、子供たちは親との接触をしていないのですよね。親とのコミュニケーションが取れていない、親との勉強の時間もない、ただ学習塾に頼った教育になりつつないだろうかという、すごく思います。

それで、もっと教育の現場をうまく、子供を放課後児童クラブとかをうまく使って、何か対策もう一押し何かできないかなという。そして、ここの地域はここで育てるのだ、ここの子供たちはここで育てて育んでいくのだというのを明確に出せると、何か子供たちが教育というものに対して興味を持って、ここの地区にも興味を持ってくれる、みんな通じることなのですから。

さっき図書のお話も出たのですけれども、図書は今、現実、あそこまで行って、図書館に行ってみ聞きしたり書いたりする子供たちは、特に郡部にはいません。浜にもいません。今はもう行かなくなつて、当然、学校で充実していますから、学校で見聞き、借りていますし。だから、教育の図書館の在り方、さっきおっしゃったとおり、場所ですよ。子供たち広く集まれる場所に図書館があるべきであるというのは、本当にそう思います。もう一回建て直ししないと、あそこまでは行きにくいですよ、だから、もっと広いところという。

それから、子供たちの、学校によるとさっき言われていましたけれども、本の子供の図書館、

学校の図書館から借りている子供たち、私は逆に多くなっているというのが分かります。ということは、子供たちのランドセルと一緒に本が、図書館から借りた本があるのです。持っているのです、何冊かずつ。というと、子供たち、ああ、借りてきているのだなという風景が見られます。だから、下がっているとは思えないのです。だから、興味を持ってきているというのは確かだと思うのです。それをどうにか生かして、早く図書館の整備進めて、蔵書が云々かんぬんではなくて、場所と、子供たちに広く、視野が広がるような場所が必要だという感じがします。

以上です。長くなりました。

○教育長（穴戸健悦君） 学力向上については、令和4年度、いろいろな観点から見て推進していくということで、もう一つは、令和4年からは全員にテストを、標準学力テストをし、さらにタブレット端末も全員にすること。

それから、あと小学校1年生から、子供、それから保護者にも面談を通して、子供たちがどういうふうに目標を持って勉強に向かっていくかということ、一人一人に面談をするようにということで学校に通知をしているところなので、そういう小学校1年生からのそういうのを通じて、保護者にも子供の学力向上について意識を持ってもらって、それが学習習慣の定着であるとか生活習慣の定着につながるように、家庭と学校と、そして子供たちと一緒に進められるように、令和4年度から取り組む、改めて取り組んでいくところを確認しておりますので、その辺、今後の推移を見ていただいてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（穴戸健悦君） それでは、各課長方からは。

事務局長。

○事務局長（佐藤由美君） 私から、石巻市教育委員会委員の選任について御報告いたします。

現在、委員であります今井委員の任期が本年5月23日をもって満了となります。

その後任者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要がありますことから、後任者につきましては、市長と協議をいたしまして、雄勝地区にお住まいの大和千恵氏を選任し、先日開催されました市議会第1回定例会において、議会の同意が得られましたので御報告をいたします。

なお、大和千恵氏の任期につきましては、本年5月24日から4年間となります。

以上でございます。

○教育長（宍戸健悦君） 報告ということでありました。

では、そのほかございませんか。

よろしいですか。

では、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、お願いします。

○事務局（阿部 潤君） 次回、4月の定例会につきましては、4月28日木曜日、午後1時30分から開催する予定です。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 5時20分閉会

---

教 育 長 宍 戸 健 悦  
署 名 委 員 杉 山 昌 行